

# 津市浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱

平成 29 年 3 月 28 日上下水道事業訓第 2 号

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、水資源の利用を積極的に推進するとともに、雨水の流出抑制を図るため、津市上下水道事業の事務の執行に関する規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 4 号）の規定により準用する津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留施設 雨水を貯留する槽及びこれに関連する給排水設備であって、貯留した雨水を散水等に利用するための施設をいう。
- (2) 浄化槽 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽（同法第 3 条の 2 第 2 項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条の規定により浄化槽とみなされるものを含む。）をいう。
- (3) 改造工事 公共下水道の整備により不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用するために行う工事をいう。

## (名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「浄化槽雨水貯留施設転用補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

## (交付の対象)

第 4 条 補助金は、本市の区域内において改造工事を行う者であって、市税、公共下水道事業に係る受益者負担金及び分担金並びに下水道使用料を滞納していないものに対し、次に掲げる費用をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 浄化槽内部の清掃に要する費用
- (2) 浄化槽内部の不要部品の撤去及び仕切板の穴開け工事に要する費用
- (3) 雨水集水配管及び雨水管の取付工事に要する費用
- (4) ポンプの購入に要する費用及びポンプの設備工事に要する費用

(5) その他上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認める工事に要する費用

（補助金の額）

第5条 補助金は、改造工事に要した費用に3分の2を乗じて得た額（当該額が10万円を超えるときは、10万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請の期限）

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、改造工事に着手する日の前日とする。

（添付書類）

第7条 規則第3条第1項第4号の管理者が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 位置図
- (2) 排水設備調書図面の写し
- (3) 第4条各号に掲げる費用に係る見積書の写し
- (4) 市税の完納証明書
- (5) 管理者が別に定める誓約書

（実績の報告）

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して14日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 排水設備調書図面の写し
- (2) 第4条各号に掲げる費用に係る請求書及び領収書の写し
- (3) 工事施工写真

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この訓は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この訓の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用する。